

\*\*\*\*\*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*  
\* 令和 6 年第 2 回鹿沼市議会定例会議案説明書 \*  
\* \* \* \* \*  
\* \* \* \* \*



令和6年第2回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 6号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年1月24日上奈良部町地内の市道上において、強風により木が倒れ、株式会社アサヒ所有のフェンスに接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を125,950円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 7号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年2月16日北半田地内において、職員が運転する小型貨物自動車が、鹿沼市土地改良区所有の水門に衝突し、破損させたことに対し、損害賠償の額を979,000円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第6号と同じ。

◎ 報告第 8 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 6 年 3 月 3 1 日 油田町地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、道路陥没地に落ち破損させたことに対し、損害賠償の額を 52,602 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 6 号と同じ。

◎ 報告第 9 号 債権放棄の報告について

消滅時効が完成した市営住宅使用料、住宅新築資金等貸付金及び水道料金について、債権を放棄したので、報告するものである。

(参照条文) 鹿沼市債権管理条例

第 1 1 条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

第 1 号・第 2 号 省略

(3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

◎ 報告第 1 0 号 令和 5 事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業及び決算の報告について

◎ 報告第 1 1 号 令和 5 事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和 5 事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

- ◎ 報告第12号 令和5事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について
- ◎ 報告第13号 令和6事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和5事業年度における事業及び決算並びに令和6事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第10号及び第11号と同じ。

- ◎ 報告第14号 令和5年度鹿沼市継続費繰越計算報告について

一般会計の継続費を設定した一般廃棄物最終処分場整備事業において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかったものは、当該継続費の継続年度の終わりまで逡次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第2項及び第3項 省略

◎ 報告第15号 令和5年度鹿沼市繰越明許費繰越計算報告について

一般会計の水源地域振興拠点施設整備事業外17事業において、事業工程の見直し等のため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第146条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第16号 令和5年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告について

配水設備拡張費及び配水設備改良費において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 報告第17号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告について

管渠整備費及び処理場整備費において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 報告第16号と同じ。

◎ 報告第18号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算報告について

管渠管理費及び処理場管理費において、国庫補助事業の追加補正により標準工期の確保が困難となったこと等のため、事故繰越しとして事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 第1項 省略

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 認定第1号 令和5年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について

令和5年度の水道事業は、拡張工事として4,665.8メートルの配水管を新設し、改良工事では、漏水対策布設替等として7,618.1メートルの配水管を更新した。

施設整備では第1浄水場及び第5浄水場にクリプトスポリジウム対策として紫外線処理設備（電気及び機械設備）工事を施工し、建設改良費総額では1,514,129,873円の支出であった。

また、給水人口は85,649人で前年度比0.7パーセントの減、年間総配水量は10,245,374立方メートルで前年度比3.1パーセントの減となった。

収益的収支においては、当年度の純利益は252,507,562円である。

なお、決算の内容については、別冊「令和5年度水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和5年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、給水人口の減少や管路の老朽化等による更新需要を迎える中で、今後も引き続きコスト削減に取り組みながら計画的な配水施設の更新や耐震化を確実に進め、経営基盤を強化するとともに水道水の安定供給に努めていくものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第30条 第1項から第3項まで 省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(中略)に付さなければならない。

第5項から第9項まで 省略

◎ 認定第 2号 令和5年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について

令和5年度の下水道事業は、新たに市内各地域において932.1メートルの污水管布設工事を行うとともに、下水道ストックマネジメント計画に基づき、黒川処理区において下水道管更正工事を行い、黒川終末処理場再構築工事に着手した。

また、雨水対策事業における、内水ハザードマップ策定においては、浸水解析基礎調査を行った。

建設改良費総額では、738,924,494円の支出であった。

年度末の接続人口は、61,847人で前年度比1.1パーセントの増となり、年間処理水量は、10,861,045立方メートルで前年度比0.1パーセントの増であった。

収益的収支においては、当年度純利益635,478,574円であった。

なお、決算の内容については、別冊「令和5年度鹿沼市下水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和5年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、今後も施設の耐震化や管渠の劣化状況に応じた維持、改修等を計画的に進めながら、より効率的かつ効果的な事業運営と、経営基盤の更なる強化に向けた取組を推進するとともに、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、雨水による浸水対策など、都市の健全な発展に寄与し、良好な下水道サービスを安定的に提供できるよう、努力するものである。

(参照条文) 認定第1号と同じ。

◎ 議案第46号 専決処分事項の承認について

(令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第13号))

歳入については、地方交付税、国県支出金、寄附金等の増減額を計上し、歳出については、財政調整基金積立金、予防接種費、森林経営管理事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を231,340,000円の減とし、予算総額を45,361,092,000円とするものである。

なお、繰越明許費、地方債の補正については、第2表及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意(中略)については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第 4 7 号 専決処分事項の承認について

(令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算  
(第 3 号))

歳入については、国民健康保険税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、国保健康づくり事業費、予備費等の増減額を計上したもので、この補正額を 150,860,000 円の増とし、予算総額を 10,087,290,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 4 6 号と同じ。

◎ 議案第 4 8 号 専決処分事項の承認について

(令和 5 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 3 号))

歳入については、繰入金及び諸収入の増減額を計上し、歳出については、健診事業費及び予備費の減額を計上したもので、この補正額を 16,526,000 円の減とし、予算総額を 1,311,383,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 4 6 号と同じ。

◎ 議案第 4 9 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、令和 6 年度の個人の市民税に係る定額減税等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 4 6 号と同じ。

◎ 議案第 5 0 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、土地の都市計画税に係る負担調整措置を延長するとともに、引用する同法の条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 6 号と同じ。

◎ 議案第 5 1 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額措置の適用範囲を拡大するためのものである。

(参照条文) 議案第 4 6 号と同じ。

◎ 議案第 5 2 号 令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 611,038,885 円のうち、252,507,562 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、358,531,323 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第 3 2 条 第 1 項 省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は(中略)、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

第 3 項及び第 4 項 省略

◎ 議案第 5 3 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 635,478,574 円のうち、306,355,835 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、329,122,739 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 議案第 5 2 号と同じ。

◎ 議案第 5 4 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 2 号) について

歳入については、国庫支出金、諸収入等の増額を計上し、歳出については、児童手当費、予防接種費等の増減額を計上したもので、この補正額を 481,626,000 円の増とし、予算総額を 42,115,235,000 円とするものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 5 5 号 物品購入契約の締結について

車両系建設機械 (バックホウ) 購入に係る指名競争入札を去る 5 月 3 0 日に行い、その結果、住友建機販売株式会社栃木支店が 18,150,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 7 号まで 省略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をす

ること。

第9号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第56号 市道路線の変更について

茂呂地内及び上石川地内における土地の一体的な利用を目的とした用地の交換に伴い、関係する市道の起点及び終点を変更するためのものである。

（参照条文） 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第57号 鹿沼市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、もって市民の多様な幸せの実現に資するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第58号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

災害現場における作業に従事した職員に支給する災害応急作業手当の支給対象及び支給額を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第57号と同じ。

- ◎ 議案第59号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、特定バイオマス発電設備の固定資産税の減額に係るわがまち特例の割合の設定等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第57号と同じ。

- ◎ 議案第60号 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関係省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における職員の配置基準等を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第57号と同じ。

◎ 議案第61号 鹿沼市固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員篠原宏之氏が令和6年7月2日をもって辞職するので、新たに益子則男氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第404条 第1項 省略

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

第3項及び第4項 省略



